

第9回 法律カフェ ネット・トラブルと法律問題 —その書き込み、大丈夫？！

概要：特別講師と共にSNSでの事例に焦点を当てて
グループで話しながら楽しく学ぶ

日時：6/30(水) 15:20～

会場：不言実行館 ACTIVE PLAZA 2F スチューデント・コモンズ

定員：30名 (定員に達し次第締め切り)

特別講師：



愛知学院大学
法務支援センター所長
教授
田中淳子先生



愛知学院大学
法務支援センター主任
教授・弁護士
浅賀哲先生

参加方法：右記QRコードより事前予約(6/27(日)締め切り)、
または当日会場に直接ご来場ください。



お問い合わせ：不言実行館 ACTIVE PLAZA 3F受付カウンター
または学生サポートセンター事務課 0568-51-4478

★新型コロナウィルス感染防止のためドリンクの提供はペットボトルで行わさせていただきます。
また、参加者の皆さんにはマスクの着用や手指の消毒にご協力をよろしくお願ひいたします。

第10回 法律力フエ

2021年11月23日(火)
17時5分～18時30分

スチューデントコモンズ
(不言実行館2F)

それもDV?

- スマホをチェックされる
- 性的行為を強要される
- いつもお金を使わせられる
- 大声で怒鳴る



お申込みはこちら

11月21日(日)〆

愛していれば、許される!?
デートDVをめぐる法律問題を考えよう

飲み物もらえます!
温かい飲み物も!



講師：愛知学院大学法務支援センター所長・教授

田中淳子 先生

愛知学院大学法務支援センター主任・教授・弁護士

浅賀 哲 先生

学生サポートセンター
掲載期間 11月23日まで

法律カフェ 第9回（中部大学・愛知学院大学協働事業）

愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子

愛知学院大学法務支援センター教授・弁護士 浅賀 哲

「ネット・トラブルと法律問題

—その書き込み、大丈夫？！」

- 1 ネット・SNSをめぐる法律問題について（田中）
- 2 事例問題と一緒に考えよう（グループに分かれて検討）
- 3 判決を言い渡す
- 4 総括（浅賀）

· · · · ·

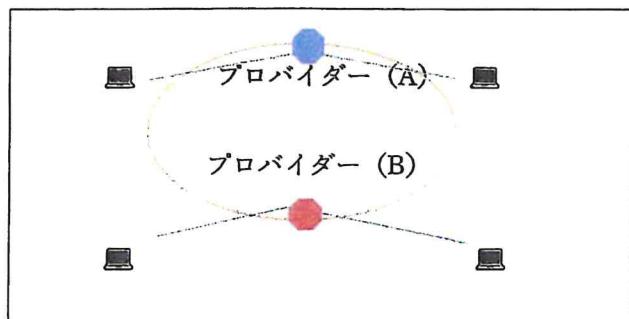
- 1 ネット・SNSをめぐる法律問題について

1-1 ネット利用の法律関係

利用者はインターネット・サービス・プロバイダー（ISP：電気通信事業者）と接続契約

接続することが契約内容であり、書き込まれた内容を編集したりする権限はないため、出版社とはその責任の内容が異なる。他人の権利を侵害するような情報の存在を認識しながら放置していることを侵害行為に準じる行為・削除義務違反)

→契約を通じてプロバイダーが利用者情報保有 ⇔ ISPは電気通信事業法で顧客の「通信の秘密」（憲21条2項後段）を守る義務（電気通信事業法4条）



[イメージ図]

→利用者の保護と被害者の保護のため · · · · ⇒ プロバイダー責任制限法4条1項

*例えば、大学やクラブ活動等に関する「掲示板」への投稿について「特定」の者との通信

→大学・クラブ等への開示請求○

1-2 ネット・SNSをめぐる法律問題

① 書き込みの内容について（名誉について）

「名誉」を傷つけると（刑法：名誉棄損罪 刑法230条）

社会的な評価の低下・精神的苦痛 · · · · 民法上 慰謝料請求 民法710条

★民法上の「名誉」=社会が特定の人物に対して持っている客観的評価（自尊心（名誉感情）とは異なる）

★例外として、社会的評価の低下が生じても名誉棄損（刑法230条）にならない場合あり

⇒表現の自由（他人の事実を暴露するためでなく、事実に基づく意見の表明の場合であっても、人身攻撃に及ぼない場合には名誉棄損にならない）

② 書き込みの内容について（プライバシーについて）

「個人のプライバシー」を他人がみだりに公開するとプライバシーの侵害となる

★プライバシーとは=一般人ならばみだりに公開されたくないと思う私生活上の事柄（犯罪歴もある程度時間が経過し、新しい社会生活が築かれている場合には公開されたくない事実であるとしてプライバシー侵害を認めた事案もある）

③ 他人の著作物をコピーし転載する

著作物には著作権（著作権法 21 条）、出典の引用がある転載は、例外的に認められる（著作権法 32 条）

⇒「写り込み」問題は、「撮影の対象から分離することが困難である付随して対象となる著作物」（著作権法 30 条の 2 第 1 項）であるか否かが基準 社会通念から考えて「分離することが困難かどうか

⇒「肖像権」は法律の規定はないが、判例は、人格権（プライバシー）侵害に当たるとしています（侵害の有無の判断は、経済的な価値の有無（有名人かどうか）、人物の特定性、場所の秘密性（駅など公的な場所は秘密度が低い）、拡散性（SNS は拡散性が高いが、知人にメール送信しただけではその範囲は狭い）等を総合的に判断

④ 誰が、誰に、何を請求できるのか

- ・書き込んだ人物が「加害者」（法的利益を侵害した者）に対し、被害者（法的利益を侵害された者）が、損害賠償を請求できる
- ・プロバイダーの責任（プロバイダー責任制限法 3 条）で削除義務違反による不法行為請求
- ・金銭以外にも、名誉を回復も可能（名誉の回復については民法 723 条）

■民法 723 条（名誉毀損における原状回復）

他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

★「適当な処分」=新聞や雑誌の記事やテレビ報道による名誉棄損の場合は、同種メディアに謝罪広告を掲載するように謝罪公告を掲載するように加害者に命じるのが一般的

⇒しかし、ネットの匿名による投稿では「加害者」が特定できないことが多いため、

発信者情報の開示の請求がなされるが、これまで手続きが難しかったため、新制度創設（資料）

2 裁判官になって事例問題と一緒に考えよう

【事案】

A 君は、大学時代の友人 B さんのブログに「A は濃厚接触者なのに仕事を行っていた、不誠実！」と書き込まれているブログを見つけた。また、これを B は twitter でも同じ内容をツイートしたため、A 君の同僚がこれを見つけ、会社の多くの人の知るところとなりました。A 君は「濃厚接触者の友人と立ち話をしたことは確かですが、私自身は濃厚接触者ではないと理解し、勤務を続けていました。最近、会社での自分に対する同

僚たちの態度や視線がとても変わったように感じ、会社に行くのが辛いです」と言っています。Bを腹立たしく思い、なにか法的な手段を取りたいと友人のCさんに相談にのって欲しいと考えています。

[設問]

- 1 A君は、Bを名誉棄損、「プライバシー侵害で訴えたいと考えています。可能でしょうか。」
- 2 B君は、SNSで濃厚接触者の友人と立ち話をしていたA君を写真に掲載していました。
この行為は問題ないでしょうか。B君は、「道沿いの桜の木がきれいだから写真に撮ったら、たまたまA君が映りこんだだけ。桜の写真の構図は僕の創作物だから自由だ！」と言っています。
- 3 B君は、コロナ関連の情報に关心があるらしく、自身のHPでA君の「コロナ」に関するコメントをあたかも自分がコメントしているように、コピーし、転載しています。この行為に問題はないでしょうか。
- 3 判決（参加グループごと）
- 4 総括（浅賀）

[参考条文]

■プロバイダ責任制限法

第3条（損害賠償責任の制限）

特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
 - 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七

日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき

第4条（発信者情報の開示請求等）

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聽かなければならぬ。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

■刑法第230条（名誉毀損）

- 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

刑法第230条の2（公共の利害に関する場合の特例）

- 1 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- 2 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

■民法 第709条（不法行為責任）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

■民法 第710条（財産以外の損害の賠償）

1 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならぬ

■憲法 第21条

- 1、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2、検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

■著作権法

第2条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものという。

第21条 (複製権)

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第32条 (引用)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第30条の2 (付随対象著作物の利用)

写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当つて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付隨して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付隨対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付隨対象著作物」という。）は、当該付隨対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付隨対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付隨対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

★ 引用・・・・量的、質的にみて、自己が創作した部分が主であり、引用部分が従であること、それが明瞭に

されている（引用部分と創作の部分が明瞭に区別されていることも必要）

【最近の裁判例】

	事件の特徴	違法性の判断ポイント	結果
東京地判令和3・3・16	放火犯だとするツイート	不実、名誉棄損	賠償 695万〇
京都地判令和3・1・19	ペネッセ情報流出事件	管理義務違反	賠償の一部〇
東京高判令和3・1・8	整形外科医師批判コメント	意思の評価低下無い、受忍限度内	賠償 ×
東京高判令和2・11・26	個人の人格攻撃ツイート	ツイート削除義務違反	開示請求〇
大阪地判令和2・11・10	アットコスメ口コミトラブル	口コミではなく同業他社によるもの	開示請求〇
名古屋地判令和2・10・1	歯科医ヘ口コミでの批判	投稿依頼による投稿、虚偽	賠償〇
東京地判令和2・8・26	裁判官によるツイート	裁判官の品位を辱める行為	懲戒〇

仙台高裁判事を弾劾裁判へ 国会委訴追、SNS不適切投稿

2021/06/17 01:01 日経速報ニュース 1349文字

国会の裁判官訴追委員会（委員長・新藤義孝衆院議員）は16日、SNS（交流サイト）に不適切な投稿をしたとして、最高裁から戒告処分を2回受けた岡口基一・仙台高裁判事（55）を裁判官弾劾裁判所に訴追することを決定した。弾劾裁判所が罷免すべきか判断する。

訴追されるのは2012年に電車内の盗撮行為で罰金刑を受けた大阪地裁判事補以来、10件目。業務外の表現行為によって裁判官の訴追が決まるのは極めて異例だ。

岡口氏は犬の所有権をめぐる民事訴訟や、東京都江戸川区で女子高生が殺害された事件に関するSNSの投稿を問題視された。この2件の当事者側が訴追請求をしていた。

訴追委は、判断の対象を「刑事事件、民事訴訟関係者に対するSNSなどでの様々な表現行為」としている。これまでに本人からも事情を聴くなどして、訴追の是非を議論した。

16日の委員会には委員20人全員が出席。3分の2以上が訴追に同意した。訴追委は決定理由の詳細や、検討の過程を明らかにしていない。岡口氏の行為が、罷免理由となる「職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たると判断したとみられる。

岡口氏の代理人は「罷免に該当するような行為はなく、決定は極めて遺憾だ。訴追は裁判官の独立、人権や表現の自由に対する重大な脅威で、国民の権利に対し大きな影響を及ぼす」とコメントした。

岡口氏は1994年任官。民事裁判の担当が長く、実務の専門書などを多く出版していることでも知られる。戒告処分のほかに、ツイッターに半裸の写真などを投稿し、勤務先だった東京高裁から厳重注意を受けたことがある。インターネット上の情報発信は続いている。

裁判官、身分は手厚く保障 罷免は「弾劾裁判」が必要

司法権の独立を確保するため、裁判官の身分は憲法で手厚く保障されている。一般の公務員のよう行政機関が懲戒などの処分を下せず、罷免するには国会の裁判官訴追委員会による訴追を受け、弾劾裁判を開く必要がある。

訴追委は衆参各10人の議員で構成される。最高裁や国民から訴追請求があった場合などに、非公開の委員会を開いて「訴追」「訴追猶予」「不訴追」のいずれに相当するかを判断する。訴追か訴追猶予とするには衆参各7人以上が委員会に出席し、その3分の2以上が賛成しなければならない。

弾劾裁判は衆参各5人以上の「裁判員」が出席し、原則として公開の法廷で、刑事裁判に似た手続きで行われる。弁護人も出席し、訴追された裁判官は罷免事由が存在しないなどとして争うことができる。証拠調べや、訴追委員会と裁判官側双方の弁論を経て、罷免するかどうかの判決が言い渡される。

判決に対する上訴は認められず、言い渡しと同時に確定する。罷免となった場合、裁判官の身分とともに法曹資格も失い、退職金も支給されない。ただ判決から5年が経過し、弾劾裁判所が認めれば法曹資格は回復する。

訴追決定はこれまでに、部下の女性職員へのストーカー規制法違反罪で有罪が確定した判事や児童買春禁止法違反罪で有罪が確定した判事など9件の8人。うち7人が弾劾裁判を経て罷免された。訴追猶予は過去に7人いる。

【関連記事】

- ・岡口裁判官に2回目の戒告 殺人事件の遺族侮辱で
- ・「拘置で佐原、判事か埋葬 ナエギナホミトナヘニセ

「愛していれば、許される！？」

「デートDVをめぐる法律問題を考えよう」

1 デートDVをめぐる法律問題（田中）

2 事例問題と一緒に考えよう（グループに分かれて検討）

3 判決を言い渡す

4 総括（浅賀）

・・・・・

1 デートDVをめぐる法律問題について

1-1 なぜ、今、「デートDV」の問題を取り上げるのか

・男女間の暴力被害の調査結果 過去に配偶者から暴力を受けた経験のある人 22.5%、女性は、25.9%、

男性は、18.4%（内閣府、2019年調査） ⇒ 女性の4人に一人が暴力の被害を受けている

・暴力の内容について、悪質な性交被害が全体の4.1%（このうち、男性が1%に対し、女性は6.9%）

・学校・大学の先輩から後輩女性が、あるいは、会社の上司から部下の女性が、といった上位の立場からの受けの被害が55.3%

・「別れ話のもつれ」で殺人事件・・被害女性は警察に相談していたが、「交際しているので、被害届は出せません」、「別れたいと思ったが、別れられない」、「怒らせないように努める」

⇒結果、関係が切れず、問題が深刻化する

・問題解決のための法制度⇒DV（ドメスティック・バイオレンス）による保護のための法律があるが、平成26年までは婚姻関係の配偶者のみ、その後、同居している恋人者の間にも適用

注意！しかし、同居していない関係には適用がない ← この関係における被害者の保護や予防制度が必要

↓

接近禁止等の保護命令	全国 5630件 そのうち、恋人関係にある者については 504件 10件に一件が「恋人」関係！ ・20歳以上の調査、交際相手がいたと答えた女性の5人に一人が交際相手からの暴力にあった、うち、4人に一人が命の危険を感じたと回答
------------	--

[2014年—2015年 最高裁の統計]

1-2 デートDVとその具体例

デートDVとは 恋人など親密な関係にある（または親密な関係にあった）人から振るわれるさまざまな暴力行為 *DV(Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)

一般的には配偶者等の家族関係にある者（事実婚、元配偶者を含む）からの暴力行為を指したが、現在では、恋人など親密な関係にある（または親密な関係にあった）人からふるわれる、さまざまな暴力行為

暴力行為の具体例（内閣府共同参画府HP、高崎市HP等）

「暴力」の種類は、多種多様で、多くの被害者が、何種類かの暴力を受ける 支配・従属関係の強制

① 身体的暴力

なぐる、身体を傷つけるものでたたく、ける、つねる、つきとばす、首をしめる、腕をねじる、物をなげつける、やけどをさせる（熱湯をかける、たばこの火を押しつけるなど）、水をかける、階段からつき落とす、縛る、かみつく、刃物でおどす、引きずり回す、髪の毛をひっぱる など

② 精神的暴力

大声でどなる、傷つくようなひどいことを言う、人前でばかにする、自分が悪いのにおまえが悪いと責める、何を言っても無視して口をきかない、誰のおかげで生活できるんだ、などと見下して言う、大切にしている物をこわしたり捨てたりする、ペットに危害を加える、なぐるそぶりや物をなげつけるふりをする、「家に火をつける」、「親を殺す」、「おまえを殺す」、「別れたら死ぬ」などと言っておどす など大声で怒鳴る・バカにする、交友関係を制限する、無視をする、メールなどをチェックする 等

③ 社会的（関係を制限）暴力

実家や友人と付き合うのを制限・監視、禁止したりする、電話や手紙、電子メール、外出や持ち物等を細かくチェックする、一緒にいないときは今どこにいるのか、何をしているかを絶えずチェックし、携帯電話などにメール（電話）したらどんな状況でもすぐ返信（連絡）しろなどと強要する など

④ 経済的暴力

生活費を渡さない、働くことを邪魔したり仕事をやめさせたりする、お金の使い方を細かくチェックする、家庭の収入について一切知らせ手をつけさせない、パートナーの給料や預金を勝手に使う、借金をさせてお金を取り上げる、交際する中でお金を出させておいて返さない デート費用を全く払わない、外で働かせない・仕事を辞めさせるなど

⑤ 性的暴力

避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる、いやがっているのにキスや性行為を強要する、中絶の強要をする 嫌がっているのに裸等を撮影するなど

⑥ 子どもを利用した暴力

子どもに暴力を加えたり、わざと危険な目にあわせる、子どもに暴力をふるっているところを見せる、子どもにパートナーを非難させたり、中傷するようなことを言わせる、子どもに危害を加えると言っておどす、女性（男性）から子どもを取り上げる など

1－3 法制度との関係

① 配偶者暴力防止法=DV 防止法

DV 防止法に基づいて、裁判所に申し立てを行い「保護命令」（同法 10 条）が下ると、以下の命令が被疑者へ発令

●被害者への接近禁止命令 被害者の自宅や勤務先などの生活範囲でのつきまとい・徘徊（はいかい）を禁止する命令、発令から 6 か月間有効

●退去命令 被害者と同居していた自宅から退去させ、自宅付近での徘徊（はいかい）を禁止する命令。有効期間は、発令から 2 か月間。加害者は、警察付き添いの上で自宅に荷物を取りに来ることがある。

●被害者の子や親族等への接近禁止命令 被害者と同居している未成年の子どもや親族等に、加害者が接近することを禁止する命令。発令されると、子どもの通う保育園・学校、親族の自宅などに接近することができなくなる。有効期間は6か月です。なお15歳以上の子どもについては、命令を発令する際に同意が必要。

●接近禁止命令と併せて申し立てられる禁止行為

- ① 監視していると思わせるようなことを告知する、②面会・交際などの執拗（しつよう）な要求、
- ② 著しく下品・乱暴な言動で怖がらせる、④ 無言電話・執拗な電話、FAX、メール、SNSへの投稿など、⑤ 汚物・動物の死がいなど嫌悪の情を起こさせるものの送付、⑥ 名誉を傷つける、⑦ リベンジポルノ、わいせつな画像・文書の送付など性的羞恥心の侵害

発令から6か月の期間有効、なお、保護命令に違反、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

② 刑法

1) 暴行罪（刑法第208条）

Ex.不法な有形力の行使(殴る・蹴る・たたくなどの他に、身体の一部を強く引っ張る、殴るふりをする、耳元で大声を出す、物を被害者に向かって投げつける等)

2) 傷害罪（刑法第204条）

Ex.殴られて骨折した、切り傷ができた、繰り返し精神的暴力を受けたショックでうつ病になった、耳元で大声を出されて聴力に異常が出たなど。暴行罪よりも深刻な被害が発生するため、重い刑罰

3) 脅迫罪（刑法第222条）

Ex.生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して人を脅すことで、例えば、「別れたら殺すぞ」等。特に、「別れたら性行為中の写真をネットで拡散する」といった場合は、「リベンジポルノ法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）」に基づき3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があり

4) 強制性交等罪（刑法第177条）

Ex.恋人同士であっても相手の同意なく性交を強制することは違法。性交を強要すると、強制性交等罪（旧強姦罪）として、5年以上の懲役に罰せられる可能性あり

5) 侮辱罪（刑法第231条）・名誉毀損罪（刑法第230条）

Ex.交際相手から、人前で「バカ・ブス・デブ」「能なし」など尊厳を傷つける発言。侮辱罪は、事実を摘示しないで公然と人を侮辱することで成立。事実を摘示するとは、相手の名誉を損なう、もしくはその可能性のある事柄を口頭や文章で示すこと。

一方名誉毀損罪は、事実の摘示によって、公然と人の社会的評価を低下させるおそれのある行為。この場合の“事実”とは“真実”だけでなく、虚偽の事実も含まれる。たとえば、「不倫していた」、「犯罪の前科がある」など。

6) ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）で禁止されている行為（同法2条）

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・周辺のうろつき・見張り、② 監視していると思わせるようなことを告知する、③ 面会・交際などの執拗な要求、④ 著しく下品・乱暴な言動で怖がらせる、⑤ 無言電話・執拗な電話、FAX、メール、SNSへの投稿など、⑥ 汚物・動物の死がいなど嫌悪の情を起こさせるものの送付、⑦ 名誉を傷つける、リベンジポルノ、わいせつな画像・文書の送付など性的羞恥心の侵害、ストーカー行為は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

③ 民法（不法行為に基づく損害賠償等）

2 裁判官になって事例問題を一緒に考えよう

[事案]

X女（20歳・大学2年生）とY男性（21歳・大学3年生）は、同じゼミに所属している。X女は初めて一人でゼミの報告をすることになったため、Xに「報告の準備のためになにをしたらいいか教えてほしい」と相談し、丁寧に教えてくれたことから頼もしく感じ、また、Y男も自分の教えたことを「ハイわかりました」と素直な点に好意を持ち、付き合いを始めて1年近くが経過した。付き合い初めのころは、Lineで「今、何している」、「すぐ会いたいから下宿に来て」とちょっと無理を言うけれど、X女は、「いつも一緒にいてほしいと思われている、愛されている」と思い、「講義が終わったら行くね」と返信した。これに対し「今すぐ会いたい、絶対来てくれないと死ぬかも」と返信があった。冗談だと知っていたが死ぬほど愛してくれている、という愛情表現だと思い、「仕方ないなー。行くよ」と返信し、講義をさぼり、下宿へ直行した。その後も、夜のバイトのシフトを入れると、「ダメ」と言ってくる。仕方なく、バイトも昼間だけにした。一緒に夕食を食べているとき、X女のメールの着信音が鳴ったので、確認して返信していると、Y男は「食事をしているときに携帯触るのは失礼。常識ないな。気をつけろ」と言ったり「誰よ、こんな夕食時に連絡よこすやつ。そもそも、俺とごはん食べてるときに俺以外の奴と連絡とるな」とにらまれた。「友人の〇〇子よ」と言っても「許さん」と言った。このようなやり取りがだんだんといやになったX子は「もう別れたい」とY男にいった。「そんなことやるさん。そんなこといったら、俺本当に死ぬからな」と言われ、X子は、とても怖くなつた。その後、体調を崩したX子は、大学を休みがちになり、大学を休学している。この間も、Y男は、X子にメールや電話をかけつけたり、家を訪ねてきたりしたがX子は応じていなかつた。ところが、ある日、X子は友人から「Y男が、ネット掲示板にあなたのこといろいろ書いてたよ」と聞かされ、確認したところ、確かに、Y男は、私のことを「常識がないやつ」とか「勉強教えてやったのに恩をあだで返すひどいやつ」等と書き込んでいた。このことをY男に「やめてよ」とメールしたところ、「事実を書いているだけだし、俺はお前を社会常識を教えてあげているんだ」、しかも、「まだ俺の彼女として常識ある大人になってほしいからだぞ、感謝しろ」とまで言つてゐる。X子は「そんなに私のことが好きなのかな」と感じていたため、別れてと強く言い切れない。このようなあいまいな状況の中、「俺もお前にいろいろ教えてやったのに無視されて傷ついて精神的につらかった、別れてほしいなら、慰謝料として50万円払えば別れてやる」とまで言われた。現在も、Y男はX子の自宅前に来たり、メールを送りつけることをやめない。そして、SNSにX子の私的な情報も書き込んでいる。そのため、怖くて、不安で、体調を崩しているX子は、なんとしても平穏な暮らしを取り戻したいと考え、Y男は50万円をX子から受け取るまでこの行動を止めない様子である。X子はY男に刑法上の罪を問うことができるのか。あるいは、このような行動をやめてほしい。なにか法的な手段はあるか。

[考える視点] 法的な手段をとることができるかどうかを検討するためには、

- 1 X子は、Y男の言動からどのような暴力を受けていると考えられるか
- 2 その暴力による被害が、法律上、どのような手段を用いることができると規定しているか
- 3 1, 2を踏まえ、みなさんが裁判官になって判断をしてみましょう（判決）
- 3 総括（浅賀）

[参考条文]

① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）⇒DV 防止法

第1条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心。身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

② 刑法

（傷害）

第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（暴行）

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（脅迫）

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（強制性交等）

第177条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛こう門性交又は口腔くう性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

（親告罪）

第232条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）

（目的）

第1条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穏の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び

私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたもの（次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

- 一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- 二 他人が人の性器等（性器、肛こう門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

(私事性的画像記録提供等)

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

5 第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）

(目的)

第1条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。
(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)
- 第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

③ 民法

（不法行為による損害賠償）

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第 710 条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。